

いケアが必要であることから、このような状況に対応できるよう同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用の単価を設定することとした。

② 婦人保護施設における子どものケアの充実

婦人保護施設には、DV被害者等（平成19年度在所者数：1,314人）が入所しているが、同伴家族として多数の児童（平成19年度在所者数：502人）も入所している。これらの児童は、保護に至る経過において様々な家庭内の混乱に巻き込まれており、DVの目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育の影響から情緒面や行動上の問題を抱えていることも多い。こうした児童の状態に応じた個別ケアが必要な状況になっていることから、保育や学習支援を含めた同伴児童へのケアの充実を図るための指導員を配置することとした。（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料17）

③ 人身取引被害者や外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修の実施

人身取引被害者（平成19年度一時保護人数：36人）及び外国人DV被害者（平成19年度一時保護件数：407件）への適切な支援を確保するため、都道府県又は地方入国管理局等の関係機関に登録している通訳者や既に他の分野で通訳として活動している者及び外国語能力が高く被害者支援に意欲のある者を対象として、人身取引及びDVの専門的な知識を持った通訳者の養成研修を都道府県が実施する場合に補助を行うこととした。

さらに、障害があること等特別なニーズをもった被害者への相談や保護等にあたっては、施設のバリアフリー化などにより適切な対応をお願いしたい。

各都道府県においては、被害者の安全確保、支援の充実に向け、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、被害者に対する万全の対応及び婦人相談所等の体制整備について一層の取組をお願いする。

（2）配偶者からの暴力被害者に対する自立支援等について

DV被害者に対する自立支援等については、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員等により従来から行われてきたところであるが、最近の新たな取り組みのうち主なものは、以下のとおりである。